

令和7年度特別養護老人ホーム入所状況等調査（厚生労働省調査）実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

医療保健部長寿介護課

1 趣旨

特別養護老人ホームについては、毎年度、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づく各施設における入所基準の運用の適正化の状況及び入所申込者の実態把握を目的として、9月1日現在における特別養護老人ホーム入所状況等への御協力をお願いしているところですが、厚生労働省において、令和7年4月1日時点における特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査が実施されることとなりましたので、同日を基準日とした入所申込等の状況につきまして、調査を実施します。

2 对象

令和7年4月1日に存する県内全ての特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）210施設

3 基準日

令和7年4月1日

4 調査の内容

(1) 調査票 特別養護老人ホーム入所申込者調べ（最新の待機者名簿）

※基準日に応じた入力規則を設けてありますので、必ず今年度の様式を使用いただくようお願い
します。

（2）入力方法等

- ・入力いただくセルを選択すると記載要領が表示されますので、それに従って入力をお願いします。

入力が必要の項目については、黄色で着色していますので、黄色着色されたセルは全て入力を行ってください（不明の場合で、コード入力等ができない場合は、備考欄にその旨を付記してください）。

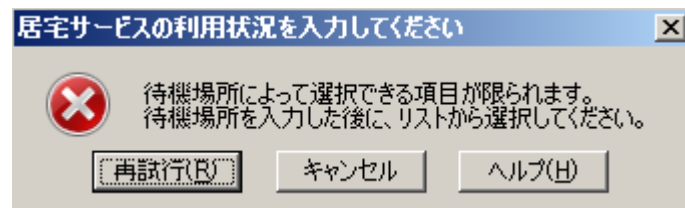
認知症の有無	点数順1・申込順2
あり：1	
なし：2	
その他（不明など）：3	

- ・ 施設ごとにファイルを分けて作成してください（複数の施設の情報を一つのシートにまとめることや同一ファイル内でシートを複数作成することは認めません）。 **従来型とユニット型の入所申**

込者を一つの名簿で管理している場合も、それぞれの施設ごとにファイルを作成してください。

・ 集計作業の都合上、調査票のシート名は変更しないでください。

・ 調査の精度向上のため、誤入力や異常値を可能な限り排除するよう入力規則を設定しています。
入力時にエラーが表示された場合は、再度、記載要領を御確認いただきますようお願いいたします。



・ 例年、次のような誤りが散見されます。

- ①入力誤り（例：「申込受付日」に生年月日を入力している、コード区分を変更しているセルについて、従前のコード区分で入力している、など）
- ②入力漏れ（例：「保険者名」、「介護度」など、状況が不明である場合にはその旨を入力すべき項目について、「不明」又は不明を示すコードが入力されていない、など）
- ③入力規則で設定していない値を入力している（例：「性別欄」など、入力規則を設定している欄に数字ではなく、文字を入力している、など）

調査票入力チェック表を用意していますので、提出前の確認などに適宜御活用ください。

5 調査方法

- (1) 各施設において、調査票の様式（エクセルファイル）を三重県ホームページからダウンロードし、データを入力してください。
- (2) 調査票様式 <https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/47819022916.htm>
- (3) 各施設は、4月1日を基準日として、データを入力した当該調査票を三重県電子申請・届出システムにより提出してください。
- (4) 調査票提出先（三重県電子申請・届出システム）
https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2330
- (5) 長寿介護課は、全調査票を集約し、各保険者への照会によりデータ照合を行ったのち、その結果をまとめたものを厚生労働省に提出します。
- (6) 各施設においては、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づき、入所指針の見直しを行うとともに、死亡者や既に他の特別養護老人ホームに入所している者を入所順位名簿から削除するなど名簿の適正な管理に努めるようお願いいたします。

6 個人情報保護法上の規定について

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）は、「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」（同法第 18 条第 1 項）と規定するとともに、「本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」（同法第 27 条第 1 項）と規定しています。そのため、「特別養護老人ホームへの入所申込み」を目的として収

集している情報を第三者に提供する場合、新しい利用目的による当該情報の取扱い及び第三者への提供について、本人へ同意が必要なところです。しかし、同法第 18 条第 3 項第 1 号及び第 27 条第 1 項第 1 号は、「法令に基づく場合」を例外としており、本調査は、この例外に該当します。

- (2) 本調査については、「入所申込み」状況の調査だけではなく、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める「指定介護老人福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させる」ことに対する調査の趣旨も含まれています。ついては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法第 90 条の規定による報告の一環として調査を実施するものとして御協力をお願いします。
- (3) また、真に入所が必要な入所申込者の存否等の確認を行うため、県及び関係市町で被保険者番号等を基に調査結果の分析を行うことをあらかじめ御承知おきください。

7 スケジュール

日 程	概要
4 月上旬	● 調査協力依頼 長寿介護課から各施設へ文書依頼 長寿介護課から関係機関へ文書での協力依頼・周知 (保健所・福祉事務所、市町、老人福祉施設協会等)
4 月 1 日 (火)	● 調査基準日 各施設において、調査票入力 入力完了次第、三重県電子申請・届出システムへ調査票を提出
5 月 1 6 日 (金)	● 三重県電子申請・届出システムへの提出期限 長寿介護課において、内容チェック・全体集計・調査分析
6 月下旬～7 月中旬	● 追加調査依頼 (長寿介護課→市町)
7 月中旬	● 追加調査 長寿介護課への提出期限 長寿介護課において、内容チェック・全体集計・調査分析
9 月 1 日	● 調査結果を厚生労働省に提出 厚生労働省から調査結果を公表

附則：この要領は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。